

物流業者包括賠償責任保険特別約款 (2017年9月1日以降保険始期契約用)

この約款は、L-Packに適用されます。

第1章 受託貨物

第1条（保険金を支払う損害—受託貨物）

- (1) 当会社は、運送保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う損害—貨物に生じた損害）の規定にかかわらず、被保険者が運送・作業・保管を受託した貨物（以下「貨物」といいます。）自体に生じたすべての偶然な事故によって生じた損害について、被保険者が(2)の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約にしたがって保険金を支払います。
- (2) 被保険者が負担する損害賠償責任とは次の①および②をいいます。
- ① 貨物の所有者（以下「荷主」といいます。）に対する法律上および運送・寄託・請負契約上の賠償責任
 - ② 被保険者が下請運送人の場合は、元請運送人に対する法律上および運送・寄託・請負契約上の賠償責任、または荷主に対する法律上の賠償責任
- (3) 相次運送において損害発生の場合、(2)に規定された損害賠償責任のうち被保険者の分担する割合についてのみ保険金を支払います。
- (4) (2)および(3)に規定された損害賠償責任の額は次の①または②にしたがって得られた額を基礎とし、かつ、その額を超えない額とします。
- ① 仕切状・納品書がある貨物については、その状面価額（ただし、運送費および諸掛りが含まれていない場合はこれを加算した額）、寄託申込書がある貨物については寄託申込価額
 - ② ①の書類がない貨物については荷受人への引渡しまたは引渡しが行なわれたと考えられる日の貨物の到着地における正品価額（ただし、中古貨物については時価を限度）、寄託申込書に価額が明示されていない貨物については、寄託日の貨物の正品価額

第2条（定義）

この保険契約においては次の定義規定を適用します。

	用語	定義
①	輸送中	被保険者の管理下にある貨物が輸送用具に積載されている間、荷卸し作業間 ^(注1) および積込み作業間 ^(注2) とします。車上仮置も「輸送中」とします。また、輸送の開始前、終了後または途中において輸送に付随する貨物の3日（作業が開始された日の午前0時から起算します。）を限度とする解体期間、および3日（作業が開始された日の午前0時から起算します。）を限度とする据付・組立期間も「輸送中」とみなします。
②	作業中	梱包前仕分、梱包、開梱、札付等の作業段階にある間とし、作業場所は建物の内外を問いません。ただし、作業段階前後の保管は、作業場所と同一建物・構内であっても「保管中」とみなします。
③	保管中	保管建物・構内での保管中とし、保管場所は建物の内外は問いません。仮置中（ただし、①の仮置中は除外します。）、梱包済み貨物の仕分・積替中（保管済み貨物の保管場所内での移動を含みます。）も「保管中」とみなします。
④	野積み貨物	屋根のない場所または軒下に置かれている「作業中」・「保管中」の貨物をいいます。基礎のない仮設テント倉庫にある「作業中」・「保管中」の貨物は「野積み貨物」とみなします。金属製もしくはFRP製の密閉式コンテナ詰め貨物や慣習的に行われる輸送待ち、仕分、配送、積替、荷造り等のための仮置中の貨物は「野積み貨物」とはみなしません。
⑤	ばら積み貨物	液状、粉状、粒状等の形状で、梱包されずに保管される貨物や、梱包されずに輸送用具にそのまま積載される貨物をいい、タンク入り貨物を含みます。

(注1) 荷卸し作業間

輸送用具からの荷卸し作業中および保管建物・構内の蔵置場所への搬入作業中（搬入作業中の仮置中を含みます。）をいいます。

(注2) 積込み作業間

輸送用具への積込み作業中および保管建物・構内の蔵置場所からの搬出作業中（搬出作業中の仮置中を含みます。）をいいます。

第3条（保険金を支払わない損害—受託貨物）

- (1) 当社は、第1条（保険金を支払う損害—受託貨物）に定める損害に関し、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 普通保険約款第3条（保険金を支払わない損害—その1）に掲げる事由。なお、同条①中「または重大な遺失」を削ります。
 - ② 普通保険約款第4条（保険金を支払わない損害—その2）に掲げる事由
 - ③ 普通保険約款第5条（保険金を支払わない損害—その3）に掲げる事由
 - ④ 警察署にその届出が受理されていない盗難・各荷造りごとの不審
 - ⑤ 「作業中」・「保管中」（ただし、仮置中を除きます。）に生じた紛失（紛失には、棚卸しの際に発見された数量不足、その他原因不明の数量不足を含みます。）
- (2) 当社は次の①から③までのいずれかに該当する者により輸送用具が運転されている間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 無免許・無資格運転者
 - ② 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた運転者
 - ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある運転者
- (3) 当社は、第1条（保険金を支払う損害—受託貨物）に定める損害に関し、次の①および②に該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 法令で定める輸送用具以外の輸送用具によって違法に輸送された場合の「輸送中」に生じた損害
 - ② 輸送用具の不完全被覆（ただし、その輸送用具の被覆が完全であったとしても生じたであろう損害を除きます。）により「輸送中」に生じた損害
- (4) (2)および(3)の規定は、保険契約者、被保険者またはこれらの者の使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合は、適用しません。
- (5) 当社は、違約金・慰謝料・遅延賠償金・逸失利益等の間接損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（損害防止費用等の支払）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払う損害—費用の損害）にかかわらず、第1条（保険金を支払う損害—受託貨物）に定める損害に加えて、その損害にかかわる次の①から⑦までに該当する費用の損害に対して、保険金を支払います。

- ① 普通保険約款第22条（損害防止義務）(1)および(2)で定める損害防止義務を履行するために必要または有益な費用
- ② 当社が保険金を支払うべき事故（以下「保険事故」といいます。）の発生にあたり、損害の発生および拡大の防止のために荷主またはその使用人が支出した費用のうち、当社が必要または有益と認める費用
- ③ 訴訟、仲裁、調停または和解のために、被保険者が当社の同意を得て支出した費用
- ④ 第19条（損害賠償請求解決のための協力）(1)の協力のために被保険者が支出した費用
- ⑤ 普通保険約款第2条（保険金を支払う損害—費用の損害）②に定める救助料
- ⑥ 普通保険約款第2条（保険金を支払う損害—費用の損害）③に定める継搬費用
- ⑦ 普通保険約款第2条（保険金を支払う損害—費用の損害）④に定める共同海損分担額

第5条（残存物取片付け費用の支払）

- (1) 当社は、第1条（保険金を支払う損害—受託貨物）で保険金を支払う対象となる損害が発生した場合において、その損害にかかわる貨物の残存物の取片付けに実際に要した費用（当社の承認を得て支出された取り壊し費用、取片付け清掃費用、継搬費用および廃棄費用をいいます。ただし、公道を除く土壌、大気、水路、海、川、湖沼からの除去費用、洗浄費用、清掃費用、搬出費用、廃棄費用を除きます。以下「残存物取片付け費用」といいます。）に対して、残存物取片付け費用保険金を支払います。
- (2) (1)に規定する残存物取片付け費用保険金は、1回の保険事故につき、300万円を限度とします。

第6条（検査費用等の支払）

- (1) 当社は、第1条（保険金を支払う損害—受託貨物）にしたがって保険金が支払われる場合、もしくは保険金が支払われる可能性が高いと当社が認めた場合に、その損害にかかわる貨物の検査・仕分・再梱包に実際に要した費用（当社の承認を得て支出された検査費用、仕分費用、再梱包費用をいいます。）に対して、検査費用保険金を支払います。
- (2) (1)に規定する検査費用保険金は、1回の保険事故につき、300万円を限度とします。

第7条（特別継搬費用の支払）

- (1) 当社は、第1条（保険金を支払う損害—受託貨物）にしたがって保険金が支払われるか否かを問わず、貨物積載中の輸送用具に事故【輸送用具に発生した火災、爆発、衝突、転覆、墜落および電氣的・機械的事故による輸送機能の停止、輸送用具の盗難（受託貨物が積載輸送用具と一緒に盗難された場合のみにかぎります。）をいいます。ただし、ガス欠・バッテリー上がり・タイヤのパンクは対象となりません。】が発生した場合に特別継搬費用保険金を支払います。

「特別継搬費用」とは、中間地における荷卸し・陸揚げ・保管・再積込および仕向地への再輸送の費用、その貨物の輸送を継続するために要した輸送用具の牽引・代車費用、貨物の検査・修理のため作業場所へ輸送する費用、開梱・再梱包の費用、作業場所から仕向地へ輸送する費用、発送地まで貨物を回収するための費用および代替品をその輸送開始時の仕向地まで輸送する費用のうち、実際に要した費用であり、かつ当社が必要または有益と認めた費用をいいます。

- (2) (1)に規定する特別継搬費用保険金は、1回の保険事故につき、300万円を限度とします。

第8条（てん補限度額および免責金額—受託貨物）

- (1) 「輸送中」の1回の保険事故によって生じた損害に対して、当社が保険金として支払う額は、第4条（損害防止費用等の支払）、第5条（残存物取片付け費用の支払）、第6条（検査費用等の支払）および第7条（特別継搬費用の支払）に規定された費用を除き、次の算式によって得られた額とします。ただし、この規定は、輸送用具1台ごとに適用するものとします。

$$\text{保険金の支払額} = \text{第1条（保険金を支払う損害—受託貨物）による保険金の額} \\ - \text{保険証券に記載された「輸送中」の免責金額}$$

ただし、保険証券に記載された「輸送中」のてん補限度額を超えないものとします。

- (2) 「作業・保管中」の1回の保険事故によって生じた損害に対して、当社が保険金として支払う額は、第4条（損害防止費用等の支払）、第5条（残存物取片付け費用の支払）、第6条（検査費用等の支払）および第7条（特別継搬費用の支払）に規定された費用を除き、次の算式によって得られた額とします。ただし、この規定は、1作業場所または1保管場所ごとに適用するものとします。

$$\text{保険金の支払額} = \text{第1条（保険金を支払う損害—受託貨物）による保険金の額} \\ - \text{保険証券に記載された「作業・保管中」の免責金額（注）}$$

ただし、保険証券に記載された「輸送中」のてん補限度額の5倍もしくは1億円のいずれか低い額を超えないものとします。

（注）異なる取決めがないかぎり、「作業・保管中」の免責金額は、「輸送中」の免責金額と同一の金額とします。

- (3) 第5条（残存物取片付け費用の支払）、第6条（検査費用等の支払）および第7条（特別継搬費用の支払）のてん補限度額は各条項にしたがいます。
- (4) 保険事故によって損害を被った貨物がさらに他の保険事故によって損害を被った場合において、それぞれの損害に対する保険金の額の決定が困難である場合は、これら損害はすべてこれら保険事故のうち最後のものによって生じたものとみなします。

第9条（保険の対象とならない貨物・補償の範囲が制限される貨物）

- (1) 次の①および②に掲げる貨物は、これらの貨物を含む包括的名称が保険の対象となる貨物として保険証券に明記された場合にも、この保険の対象となりません。

- ① 新株券
- ② 法令の規定、公序良俗に違反する貨物

- (2) 次の①から⑦までに掲げる貨物は、異なる取決めがないかぎり、以下の条件にしたがって保険金を支払います。

	貨物	補償の範囲
①	ばら積み貨物	次の損害に対して保険金を支払います。 (ア) 普通保険約款第1条（保険金を支払う損害—貨物に生じた損害）②に規定する「特定危険担保」条件、盗難および輸送用具1台ごとの不慮による損害 (イ) 「ばら積み貨物」のうち輸送用具から荷受人への引渡しが行われるタンクへの注入によって行われる貨物については、貨物の荷受人への引渡しが行われるタンクへの注入によって生じた、当該貨物自体の損害 (ウ) 貨物の積み込み、荷卸しまたは積替えのために使用されているパイプ・ラインからの漏出（当該パイプ・ラインから他のパイプ・ラインへの流出を含みます。）によって生じた、当該貨物自体の損害 (エ) 輸送用具・輸送用具に付属する収容設備の破損によって生じた、当該貨物自体の損害
②	野積み貨物	普通保険約款第1条（保険金を支払う損害—貨物に生じた損害）②に規定する「特定危険担保」条件による損害にかぎり保険金を支払います。
③	生動物（家畜、活魚貝類も含みます。）	普通保険約款第1条（保険金を支払う損害—貨物に生じた損害）②に規定する「特定危険担保」条件によって生じた1頭ごとの死亡による損害にかぎり保険金を支払います。
④	美術品、書画、骨董品、貴金属、宝玉石	本特約にしたがって1梱包（外装）あたり30万円を限度として保険金を支払います。
⑤	冷凍・冷蔵・保冷状態の貨物、定温管理される貨物（ただし、①③および④に合致する貨物は①③および④の規定を適用します。）	温度変化により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、普通保険約款第1条（保険金を支払う損害—貨物に生じた損害）②に規定する「特定危険担保」条件による温度変化によって生じた損害に対しては、保険金を支払います。
⑥	家財、引越貨物	①から⑤および⑦に該当する貨物が含まれる場合は、それぞれの規定に基づき保険金を支払います。
⑦	貨紙幣類・有価証券（別記の貨紙幣類・有価証券の定義に規定されたものをいいます。）	本特約にしたがって、荷主が貴重品であることを告げて輸送を委託する自動車便による「輸送中」および「仮置中」にかぎり、1回の保険事故につき、30万円を限度に、保険金を支払います。

(3) 輸送用具自体およびトレーラーシャーシ・コンテナについては、貨物とともに輸送されると否とを問わず、この保険の対象となりません。

第10条（個々の輸送の保険責任の始期と終期）

(1) 普通保険約款第7条（当会社の保険責任の始期と終期）の規定にかかわらず、当会社の保険責任は、被保険者が荷主もしくは他の運送人から運送・作業・保管のために貨物を受取った時に開始し、通常の運送・作業・保管過程を経て、荷受人に貨物を引渡した時に終了します。また、被保険者が輸送の開始前、終了後または途中における輸送に付随する貨物の解体、据付・組立を請負っている場合は、その期間中もこの保険は有効に継続します。ただし、被保険者が貨物を受取る以前に、被保険者の運送・作業・保管責任が開始していた場合は、当会社の保険責任はその時点から開始し、また、荷受人に貨物を引渡した以後に、被保険者の運送・作業・保管責任が終了した時は、当会社の保険責任はその時点で終了します。

(2) (1)の輸送に付随する貨物の解体、据付・組立のうち、当会社の解体、据付・組立によって生じた損害に対する保険責任は、その解体、据付・組立が開始された日の午前0時から起算してそれぞれ3日間をもって限度とします。当会社は、3日を超える解体、据付・組立期間に解体、据付・組立によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) (1)および(2)の規定は、貨物1個ごとにこれを適用します。

第2章 第三者賠償責任

本章は保険証券に「第三者賠償責任」を補償する旨の文言の記載がある場合にかぎり、適用されます。

第11条（保険金を支払う損害—第三者賠償責任）

当会社は、被保険者（そのすべての下請業者を含みます。）が受託した運送・作業・保管業務遂行中に生じた偶然的事故により、他人の生命もしくは身体を害しまたは他人の財物を滅失、損傷もしくは汚損した場合において、被保険者が法律上の賠償責任（これらにかかわる各種付帯費用、逸失利益、慰謝料等の間接損害を含みます。）を負担することによって被る損害に対して、この特約にしたがって保険金を支払います。

第12条（損害の範囲およびてん補限度額—第三者賠償責任）

- (1) 前条で定める損害に関し、当会社が保険金を支払う損害の範囲は、普通保険約款第1条（保険金を支払う損害—貨物に生じた損害）および同第2条（保険金を支払う損害—費用の損害）の規定にかかわらず、次の①から⑤までに該当するものにかぎり、
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金（損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。）
 - ② 普通保険約款第22条（損害防止義務）(1)および(2)で定める損害防止義務を履行するために必要または有益な費用
 - ③ 保険事故の発生にあたり、損害の発生および拡大の防止のために荷主またはその使用人が支出した費用のうち、当会社が必要または有益と認める費用
 - ④ 訴訟、仲裁、調停または和解のために、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
 - ⑤ 第19条（損害賠償請求解決のための協力）(1)の協力のために被保険者が支出した費用
- (2) 1回の保険事故および保険証券記載の保険期間について、当会社が保険金として支払う額は(1)①の金額から、保険証券に記載された免責金額を控除した額とし、保険証券に記載されたてん補限度額を限度とします。
- (3) (1)④の費用は、1回の保険事故および保険証券記載の保険期間について、1,000万円を限度とします。

第13条（保険金を支払わない損害—第三者賠償責任）

- (1) 当会社は、第11条（保険金を支払う損害—第三者賠償責任）に定める損害に関し、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 普通保険約款第3条（保険金を支払わない損害—その1）に掲げる事由。なお、同条①中「または重大な過失」を削ります。
 - ② 普通保険約款第4条（保険金を支払わない損害—その2）に掲げる事由。ただし、同条(2)を除きます。
 - ③ 普通保険約款第5条（保険金を支払わない損害—その3）に掲げる事由
- (2) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する者により輸送用具が運転されている間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 無免許・無資格運転者
 - ② 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた運転者
 - ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある運転者ただし、この規定は、保険契約者、被保険者またはこれらの者の使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合は、適用しません。

- (3) 当会社は、第11条（保険金を支払う損害—第三者賠償責任）に定める損害に関し、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から⑭までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
 - ② 被保険者の使用人ならびに下請負人（その使用人を含みます。）が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）によって生じた賠償責任
 - ③ 液体、気体の排出、流出、いつ出または漏出による土壌、大気、水路、河川、湖沼、海洋の汚染によって生じた賠償責任
 - ④ 音波、電波、電磁波、振動の発生に起因する賠償責任
 - ⑤ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
 - ⑥ 航空機、船舶、自動車（自動二輪車・原動機付自転車を含みます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任。ただし、貨物が自動車である場合は、その積込みまたは荷卸し作業時における自走中^(注1)および貨物の荷役に供するフォークリフトならびに輸送用具としての自動車に付属する荷役機械の所有、使用または管理に起因する賠償責任を除きます。
 - ⑦ 業務の終了後（業務の目的物の引渡しを要する場合は引渡後）または業務を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任
 - ⑧ 被保険者の管理を離れた、財物に起因する賠償責任
 - ⑨ 直接であると間接であるとを問わず、次のアからウまでに掲げる財物の損壊により、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
 - ア. 所有財物
被保険者が所有する財物をいい、所有権留保条項付売買契約に基づき購入した財物を含みます。
 - イ. 受託財物
次の(ア)および(イ)に掲げる他人の財物をいいます。
 - (ア) 借用財物
被保険者が借用している財物をいい、その財物の所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。ただし、一時的に借用した貨物の荷役に供するフォークリフトを除きます。
 - (イ) 支給財物
次のAおよびBに掲げる財物をいいます。
 - A. 作業^(注2)に使用される材料または部品をいい、既に作業^(注2)に使用されたものを含みます。
 - B. 被保険者または被保険者のために被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。
 - ウ. 作業対象物
受託財物以外の作業^(注2)対象物をいいます。
 - ⑩ 被保険者の使用人が所有または私用に供する財物が滅失、損傷もしくは汚損し、または紛失もしくは盗取されたことに起因する賠償責任
 - ⑪ 施設の給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用器具から排出、漏えいまたは汨らんする液体、気体または蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任
 - ⑫ 施設の屋根、樋、扉、戸、窓もしくは通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
 - ⑬ じんあひまたは騒音に起因する賠償責任
 - ⑭ 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他有害な特性に起因する賠償責任、または石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他石綿と同種の有害な特性に起因する賠償責任
- (注1) 第14条（他保険との関係—第三者賠償責任）(2)の規定が適用されます。
 (注2) 被保険者または被保険者のために被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。
- 第14条（他保険との関係—第三者賠償責任）**
- (1) 普通保険約款第34条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、当会社は、貨物の荷役に供するフォークリフトならびに自動車に付属する荷役機械の所有、使用もしくは管理によって当会社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、そのフォークリフトならびに自動車にこの保険契約と同一の危険を負担する他の保険契約等がある場合においては、次の①および②で定める方法で保険金を支払います。
- ① 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険（共済を含みます。以下「自賠償保険」といいます。）の契約を締結すべきもしくは締結している場合は、その損害の額が当該自賠償保険により保険金が支払われるべき金額を超過する場合にかぎり、その超過額のみ保険金を支払います。
 - ② 任意自動車保険契約を締結している場合で、その任意自動車保険をこの保険契約の被保険者が利用

できる場合は、その損害の額（①に該当する場合は、自賠償保険により保険金が支払われるべき金額を超過する額とします。）が当該任意自動車保険により保険金が支払われるべき金額を超過する場
 にかぎり、その超過額のみ保険金を支払います。

- (2) 第12条（損害の範囲およびてん補限度額—第三者賠償責任）(2)の規定にかかわらず、1回の保険事故
 および保険証券記載の保険期間において当社が保険金として支払う額につき1,000万円を超える金額
 を設定している場合であっても、貨物が自動車である場合の第13条（保険金を支払わない損害—第三者
 賠償責任）(3)⑥で定める積込みまたは荷卸し作業時における自走中に起因する損害に対して当社が支
 払う保険金の額は、1回の保険事故および保険証券記載の保険期間について、1,000万円を限度とします。

第3章 基本条項

第15条（保険期間とてん補責任）

- (1) 保険期間とは、保険証券に記載された当社の保険責任開始日の午後4時（保険証券にこれと異なる
 時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、保険責任終了日の午後4時までの間をいいます。な
 お、時刻は日本国の標準時によるものとします。
- (2) 第10条（個々の輸送の保険責任の始期と終期）の規定にかかわらず、当社は、保険証券に記載され
 た保険期間の始期前または終期後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第16条（保険料の支払）

- (1) 保険契約者は保険期間の始期までに、当社の請求する保険料の全額を当社に支払わなければなり
 ません。
- (2) 保険期間の始期以降であっても、当社は(1)に定める保険料領収前に生じた事故による損害に対して
 は、保険金を支払いません。

第17条（被保険者の義務）

- (1) 被保険者は、次の①および②に定める事項を履行しなければなりません。
- ① 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認
 しないこと。
- ② 損害賠償についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく(1)①または②の義務に違反した場合は、当社は、次の①または②に
 定める額を差し引いて保険金を支払います。
- ① (1)①の義務に違反した場合
 損害賠償責任がないと認められる額
- ② (1)②の義務に違反した場合
 被保険者が(1)②の義務に違反したことによって、当社が被った損害の額

第18条（請求権の放棄）

- (1) 当社は、被保険者の下請負人およびその使用人の過失によって生じた損害について、下請負人およ
 びその使用人に対する損害賠償請求権を取得した場合は、その権利を放棄します。ただし、その権利の
 行使につき被保険者の同意がある場合は、この規定を適用しません。
- (2) (1)の損害については、普通保険約款第22条（損害防止義務）(2)の規定を適用しません。

第19条（損害賠償請求解決のための協力）

- (1) 被保険者が損害賠償の請求を受けた場合において、当社が必要と認めた場合は、当社は、被保険
 者に代わり自己の費用で荷主または元請運送人による損害賠償請求の解決に当たることができます。こ
 の場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなり
 ません。
- (2) 被保険者が正当な理由がなく(1)の協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損
 害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第20条（保険金の請求）

- (1) 普通保険約款第24条（保険金の請求）(1)①の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、次
 の時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- ① 第1条（保険金を支払う損害—受託貨物）にかかわる保険金については、被保険者が損害賠償請求
 権者に対して負担する第1条（保険金を支払う損害—受託貨物）(2)に定める損害賠償責任の額につい
 て被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書
 面による合意が成立した時
- ② 第12条（損害の範囲およびてん補限度額—第三者賠償責任）(1)①の損害賠償金にかかわる保険金に
 ついては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保
 険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面によ
 る合意が成立した時
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第24条（保険金の請求）(2)に規定する書類
 または証拠のほかに次の①から③までの書類のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなり
 ません。
- ① 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書、和解調書または示談書
- ② 被保険者の損害賠償金の支払およびその金額を証明する書類
- ③ 被保険者が保険金を請求することについて、損害賠償請求権者の承諾があったことおよびその金額
 を証明する書類

第21条（読替規定—保険金の支払時期）

この特約においては、普通保険約款第26条（保険金の支払時期）(2)⑤の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ⑤ 損害賠償請求の内容もしくは根拠が判例もしくは他の事例に鑑み特殊である場合または事故により多数の被害が生じた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会または関係当事者への照会 180日

第22条（書類の閲覧）

当社は、この保険契約にかかわる、貨物の品名、数量、発送日、発送地、到着地、輸送用具、売上高に関する被保険者の帳簿、その他の関係書類（またはデータ）を閲覧することができます。

第23条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 普通保険約款第18条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(3)および(6)の規定にかかわらず、次の①から③までの場合において、保険料を変更する必要がある場合は、当社は、この保険契約に適用される特約に別の定めがないかぎり、下表の規定にしたがい算出した額を返還し、または追加保険料を請求します。

区 分	保険料の返還または請求
① 普通保険約款第8条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要がある場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
② 普通保険約款第10条（通知義務）(1)の通知に基づいて保険契約の内容を変更（注1）する場合	(ア) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合 $\text{返 還} = \left[\frac{\text{変更前の保険料}}{\text{変更後の保険料}} \right] \times \left[1 - \frac{\text{既経過期間（注2）に対応する}}{\text{別表に掲げる短期料率}} \right]$ (イ) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合
③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約条件の変更の承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	$\text{追 加} = \left[\frac{\text{変更後の保険料}}{\text{変更前の保険料}} \right] \times \frac{\text{未経過期間（注2）に対応する}}{\text{別表に掲げる短期料率}}$

（注1） 変更

保険契約者または被保険者の申出に基づく普通保険約款第10条（通知義務）(1)の事実が生じた時を変更の時として、保険料を返還または請求します。

（注2） 既経過期間・未経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

- (2) 当社は、保険契約者が(1)①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎり）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1)①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当社は、次の①または②に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた保険事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていた場合は、当社は、その返還を請求することができます。
- ① (1)①に該当する場合は、保険期間の初日
- ② (1)②に該当する場合は、危険増加が生じた時
- (4) 当社が(1)③の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその追加保険料の支払を怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた保険事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯する各特約にしたがい、保険金を支払います。

第24条（保険料の取扱い—失効の場合）

この保険契約が失効となる場合は、当社は、この保険契約に適用される特約に別の定めがないかぎり、既に払い込まれた保険料から既経過期間（注）に対応する別表に掲げる短期料率をもって計算した額を差し引いた額を返還保険料とします。

（注） 既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

第25条（保険料の取扱い—解除の場合）

この保険契約が解除となる場合は、当社は、この保険契約に適用される特約に別の定めがないかぎり、下表の規定にしたがい算出した額を返還します。

区 分	保険料の返還
① 普通保険約款第8条（告知義務）(2)、同第10条（通知義務）(2)または同第15条（重大事由による解除）(1)の規定により当社がこの保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた保険料} \times \left[1 - \frac{\text{既経過期間}^{(注)}}{\text{別表に掲げる短期料率}} \right]$ (注) 1か月に満たない期間は1か月とします。
② 本特約第23条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務等の場合）(2)の規定により当社がこの保険契約を解除した場合	
③ 普通保険約款第14条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合	

第26条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権^(注)について、先取特権を有します。
- (2) 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権^(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

普通保険約款、この特約およびこれに付帯する各特約に規定する被保険者が支出した費用の損害に対する保険金請求権を除きます。

第27条（他の約款との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を適用します。

(別表)

短期料率表

既経過期間 または 未経過期間	短期料率	既経過期間 または 未経過期間	短期料率
1か月まで	1/12	7か月まで	7/12
2か月まで	2/12	8か月まで	8/12
3か月まで	3/12	9か月まで	9/12
4か月まで	4/12	10か月まで	10/12
5か月まで	5/12	11か月まで	11/12
6か月まで	6/12	12か月まで	12/12

(別記)

貨紙幣類・有価証券の定義

物流業者包括賠償責任保険特別約款に規定されている貨紙幣類・有価証券とは第1条（貨紙幣類の定義）と第2条（有価証券の定義）に規定されたものをいいます。

第1条（貨紙幣類の定義）

貨紙幣類とは、次のものをいいます。

- ① 貨紙幣（外国通貨を含みます。）
- ② 小切手（線引であると否とを問いません。）、トラベラーズチェック
- ③ 郵便切手、収入印紙、収入証紙、国民年金印紙、特許印紙、自動車重量税印紙、自動車検査登録印紙、自動車審査証紙、登記印紙、健康保険印紙
- ④ 金・銀・白金の地金（クルーガーランド金貨およびこれに類似の財産用法定金貨を含みます。）、ダイヤモンド原石
- ⑤ (ア) 金券、商品券、ギフト券、商品引換券、図書券、購買券、景品券、食券
(イ) クーポン券、乗車券（定期券、航空券を含みます。）、高速道路回数券、入場券（前売券を含みます。）
(ウ) プリペイドカード（テレホンカード、乗車用カード、図書カード、百貨店・スーパーマーケット用カード、ガソリンスタンド用カード）
(エ) 記名・捺印済み預金の払戻請求書、預金通帳・預金証書（譲渡性定期預金証書を含みます。）、金通帳・金証書・金信託証書・その他の金預り証書または証券（ただし、いずれも印鑑とともに輸送する場合にかぎります。）
(オ) 郵便為替、利札、宝くじ（抽選日前にかぎります。）、ゴルフ会員券

第2条（有価証券の定義）

有価証券とは、次のものをいいます。

- ① 国債証券
- ② 株券（新株券を除き予備株券を含みます。）
- ③ 公・社債券、抵当証券、船荷証券、倉庫証券、荷渡指図書、投資信託または貸付信託の受益証券、出資証券、新株引受権証券
- ④ 手形、C.P.（コマーシャル・ペーパー）
- ⑤ 株式申込証拠金領収証、株式払込金領収証、株式配当金領収証、郵便振替支払通知書、公債登録済書、国債・株券・公債・社債・投資信託または貸付信託の受益証券・C.P.（コマーシャル・ペーパー）・譲渡性定期預金証書の預り証
- ⑥ 預金通帳・預金証書（譲渡性定期預金証書を含みます。）、金通帳・金証書・金信託証書・その他の金預り証書または証券（ただし、いずれも印鑑とともに輸送する場合は除きます。）